

## 売上減に対する月次支援金

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として発令されている「緊急事態措置」や「まん延防止等重点措置」により、休業や営業時間短縮をしている飲食店や外出自粛などの影響を受けている中小法人と個人事業者に対して継続的な「月次支援金」を6月より開始することを発表しました。

対象は、外出自粛や時短要請によって2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月の月間売上と比較して、50%以上減少している事業者が対象になります。ただし、地方公共団体から協力金を支給されている(都府県などの協力金など)場合は対象外となる場合がありますので注意が必要です。

2021年3月の一時支援金との違いは、一時支援金が対象期間いずれかの月の売上が2019年または2020年の売上と比較し50%以上減少していれば給付対象となったのに対し、月次支援金は各1月ごとの単位で判断します。

また、月次支援金の申請にあたっては、不正受給や誤申請の対策として、給付条件を満たしているかを形式的に確認する「登録確認機関」への事前確認が初回のみ必須(一時支援金申請事業者は不要)となるほか、申請月の帳簿書類や2019年又は2020年度の確定申告書(一時支援金申請事業者は不要)、通帳、確認書類、宣誓・同意書などを用意する必要があります。

一時支援金を申請した事業者は同IDを利用し、月次支援金の申請をすることができ、前述の通り提出書類も一部が簡略化されています。

対象	(1) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店等の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること (2) 2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していること
給付額	2019年又は2020年の基準月の売上高 - 2021年の対象月の売上高 ( 中小法人等……上限20万円/月 個人事業者等……上限10万円/月 )

なお、詳しくは、下記の月次支援金の特設サイトをご参照ください。

[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)

## 相続登記の義務化へ 所有者不明土地法が成立

所有者が分からない土地の問題を解消するための関連法が、国会で可決、成立しました。2024年を目処に土地や建物の相続を知った日から3年以内に登記するよう義務づけられます。また、それにあわせて相続登記の手続きも簡素にされます。また、管理が難しい場合には、相続した土地を手放して国庫に納められる制度も新設されます。

これにより、公共事業や都市部の再開発の妨げとなるような所有者不明の土地が発生するのを防いで、有効利用しやすくする目的もあります。

また、名義人が複数いる土地や建物の管理制度も設けます。土地を共有する一部の人が誰なのかが分からなくても、裁判所の決定を得るなど一定の条件下で用途変更や売却を可能にします。

これまで所有者不明で取引できなかった土地の取引の機会を増やし、休眠状態にあった不動産の流動性を高めたい考えです。

現在は、相続時に遺族が登記手続きなどをせず、登記上誰が持っているかを確認できない所有者不明の土地面積は

### CONTENTS

売上減に対する月次支援金…… P.1  
 相続登記の義務化へ  
 所有者不明土地法が成立…… P.1  
 税・社保料の支払い猶予額が  
 2.8兆円に！…………… P.2  
 クレジットカードでの納税は  
 損か得か？…………… P.2  
 大阪・ミナミの路線画  
 再び減額補正…………… P.3  
 成年年齢の引き下げによる  
 課税への影響…………… P.3  
 5月度の税務スケジュール…… P.5  
 今月の名言録…………… P.6  
 無料相談会実施中…………… P.6

最新情報は  
**ASAKのTwitter(ツイッター)も**  
 ご利用ください！

随時更新しますので  
 フォローして下さい！



日本全体の2割にのぼります。これまで相続登記は、相続人全員の戸籍などを集める必要がありましたが、不動産登記法を改正し、相続人が複数いても、そのうち1人が申し出れば簡易に手続きできる制度を設けます。代わりに、土地の相続時の名義人変更を義務とし、相続した人を国が捕捉できるようにします。また、申告しなかった場合には、10万円以下の過料が科されます。

一方、山林など利用価値の低い土地を相続した場合、土地の上に建物がないなどの条件を満たせば、土地を国庫に納付できる制度を導入します。各地の法務局による審査を経て、10年分に相当する土地の管理費を納めれば、土地を手放せるようになります。所有者が分からない土地の増加に伴い、地方自治体や企業が、所有者を特定する手間が増えたり、開発できずに景観を損ねたりする問題が生じていたことに対処していくことになります。

## 税・社保料の支払い猶予額が2.8兆円に！

政府が新型コロナウイルス対策の一環として支払いを1年間猶予していた税と社会保険料の特例期限が切れ、利用企業や個人の支払いが4月から本格的に始まりました。猶予が適用された金額は約2.8兆円にもなり、依然としてコロナ禍は長引き、飲食業やサービス業などの業況はなお厳しい状況が続いています。今年度分とあわせて二重払いとなることにもなり、後払いの負担は企業や個人に重くのしかかりそうです。

この制度は、2020年4月に、感染第1波の経済対策として、税や社会保険料の支払いを担保や延滞金を取らずに、1年間猶予する特例を設けたものです。収入が前年同期比20%以上減ったなどの条件を満たす企業や個人が対象で、猶予する税目も所得税や住民税、法人税、消費税、固定資産税など幅広くなっています。また、その適用はコロナの影響が国内で出始めた2020年2月まで遡っていますが、実際の申請は2020年4月以降のものが多く、後払いの負担はこれからがヤマ場になりそうです。

この特例の延長を求める声もありましたが、財務省の反対により、2021年2月1日の申請を期限にとりやめになっています。引き続き支払いが難しい場合は、延滞金の負担を通常の年8.8%から1%に下げて対応します。

猶予のうち税は国税と地方税の合算で1月末時点で約1兆7500億円になっており、このうち消費税が半分程度を占めています。消費税については、顧客が製品などを購入する際に支払ったもので、事業者にとっては、言わば「預かり金」のようなものになります。したがって、特例を続けることで、モラルハザードを招きかねないとの指摘もありました。

また、社会保険料の支払い猶予は、約1兆500億円で、その7割近くは厚生年金です。社会保険料は企業が労使負担分をまとめて納める仕組みで、赤字でも支払わなければなりません。猶予期間中に従業員が負担する保険料の給与天引きを続けるかどうかは、企業側に委ねられていたので、天引きを止めていた場合には、今後、従業員の手取りにも影響が出ることにもなります。

最初の緊急事態宣言から1年が過ぎても、コロナはなお猛威をふるっており、追加の支援を求める声もあります。ただ、税と社会保険料を安易に減免すれば、支払っていた人から不満が出る可能性もあるので、政策当局者にとっても悩ましい課題になっているようです。

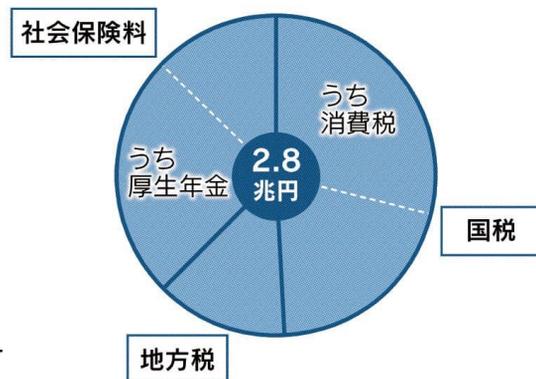
## クレジットカードでの納税は損か得か？

税金をクレジットカードで納付できる自治体が増えていきます。例えば東京都世田谷区でも区民税をサイト「Yahoo!(ヤフー)公金支払い」で納付できるようになりました。クレジットカードだけでなく、Tポイントを使って支払うこともできるようです。

愛知県犬山市や茨城県つくば市などでも、市県民税や固定資産税などをクレジットカードで支払うことができるようになっていきます。実際に税金を支払う場合には、ヤフー公金支払いや専用のウェブサイトでの支払いとなります。納付書をコンビニなどに持参して払うときには、クレジットカードの利用はできませんので注意が必要です。

通常、多くの自治体では、クレジットカードでの税金納付時に、システム手数料が納税者側に発生します。1万円につき110円の手数料が発生する場合、利用額の1%が還元されるクレジットカードでも、手数料分をカバーすることができません。手数料と獲得できるポイントをしっかり計算して支払うようにしましょう。

税と社会保険料の特例猶予額



(注) 地方消費税は国が賦課徴収しているため国税の猶予適用額に含まれている  
(出所) 国税庁、総務省、厚生労働省



なお、自分が住む自治体が、クレジットカードでの税金支払いに対応しているかどうかは、自治体のサイトを見てもなかなか発見することができません。ヤフーやグーグルなどで検索するのが近道です。キーワードは、自治体名と税金、クレジットカードなどです。

各自治体のサイトには、納税方法の案内があり、クレジットカードだけでなく「PayPay」などによるスマホでの支払い対応が記載されています。ただし、利用する場合には、フィッシング詐欺などにあわないためにも、必ず自治体のサイトに1度アクセスしてから、専用ページで納付するようにしてください。

また、税金の支払いに関しては、クレジットカードの利用額に応じてもらえるポイントが、通常の買い物で付与されるポイントよりも、少なくなるカードもあります。合わせて確認してから利用することをお勧めします。

## 大阪・ミナミの路線価、再び減額補正

国税庁は先月、大阪市の繁華街・ミナミの13地域について、2020年10～12月分の相続税や贈与税の算定に使う路線価を引き下げると発表しました。減額補正(下方修正)は今回で2度目になります。新型コロナウイルス禍で、インバウンド(訪日外国人)需要が消え、大幅な地価の下落が確認されたからです。今後、感染が収束しなければ、東京などでも下落が進む可能性があります。

ミナミの13地域の2020年10～12月分の地価は、国税庁の調査で、同年1月1日の路線価の評価時点から、21～28%下落しました。国税庁の担当者は「インバウンドの不在が長期化し、改善の見込みもなく、観光スポットだった戎橋付近から周辺地域の地価にも影響が波及した」と分析しています。

毎年公表される路線価は、地価の80%程度と低く設定されています。地価が20%以上下がれば、路線価を基に相続税などを算定する人にとっては不利益が生じることにもなります。このため、国税庁は再度の減額補正をおこなったようです。具体的な引き下げの対象地域は、上記の表の通りですが、災害以外では初となった昨年7～9月分の3地域から4倍以上に増えています。

都道府県名	市区町村名	町丁名	地価変動補正率 (10～12月)
大阪府	大阪市中央区	心齋橋筋1丁目	0.98
		心齋橋筋2丁目	0.91
		千日前1丁目	0.92
		千日前2丁目	0.93
		宗右衛門町	0.91
		道頓堀1丁目	0.90
		道頓堀2丁目	0.95
		難波1丁目	0.92
		難波3丁目	0.93
		難波千日前	0.93
		日本橋1丁目	0.96
		日本橋2丁目	0.96
		南船場3丁目	0.97

### ◆ 名古屋の減額補正は見送り

コロナの影響による土地需要減退は各地に共通しています。東京都新宿区歌舞伎町や名古屋市中区錦の一部については、ミナミと同様に大きく下落しましたが、補正の目安となる▲20%には届かず、引き下げは見送られました。しかし、今後もコロナが収束しなければ、全国の繁華街でも地価下落の傾向が、より強く出てくる可能性があります。例年7月に、国税庁は、同年1月1日時点の全国各地の路線価を公表していますが、2021年分については、補正対応も含めて必要性を判断したいとしています。

### ◆ 路線価

路線価は毎年1月1日時点での主要道路に面した土地1平方メートル当たりの評価額のことです。国土交通省が発表する公示地価などを参考に国税庁が算出します。毎年7月に公表され、主に相続税や贈与税の算定に使われます。今回のように減額補正の対象地域では、2020年7月に公表された同1月時点の路線価に、補正率を掛け合わせて減額します。例えば、心齋橋筋2丁目では、当初公表の2152万円に補正率0.91を掛けた1958.3万円に補正されます。

## 成年年齢の引き下げによる課税への影響

いよいよ2022年4月1日より、成年年齢が18歳に引き下げられます。この引き下げに伴い、現状「20歳」あるいは「未成年」と規定されている税金の取扱いがどうなるのか、改めて確認したいと思います。

### ◆ 成年年齢の引き下げ

#### 1. 140年ぶりの見直し

2018年6月の民法改正により、2022年4月1日から、成年年齢が「20歳」から「18歳」へ引き下げられます。

これは、明治29年(1896年)の民法制定以来の改正となりますが、この「20歳」は、明治9年(1876年)の太政官布告を引き継いだものといわれているため、実質的な見直しは約140年ぶりになるそうです。

## 2. 見直しの背景

民法上の成年年齢を「18歳」とする背景として、次の点が法務省の「民法(成年年齢関係)改正 Q&A」で示されています。

- ・近年の投票権年齢などが「18歳」と定められていること
- ・世界の主流な成年年齢が「18歳」であること
- ・自己決定権の尊重と積極的な社会参加を促すこと



なお、施行日時点で18歳以上20歳未満の方(2002年4月2日生まれ～2004年4月1日生まれ)は、その日(2022年4月1日)に成年に達することとなります。

## ◆ 税務上の取扱い

税金の計算上、現状「20歳」あるいは「未成年」と規定されている取扱いが、この民法の成年年齢引き下げによりどうなるのか、以下にまとめています。

### 1. 相続税・贈与税

相続税や贈与税の計算上、「20歳」を基準としている規定について、「18歳」を基準とする改正が、2020年度税制改正及び2021年度税制改正においてされています。具体的には、以下のとおりです。

#### (1) 未成年者控除

相続人が未成年者であるときは、税金の負担を軽減するために一定の金額を“未成年者控除”として相続税の額から控除できます。この“未成年者”の年齢が「20歳未満」から「18歳未満」へと改正されます。

したがって、未成年者控除の額は、現行では「満20歳になるまで」の残年数について、1年につき10万円で計算しますが、これが「満18歳になるまで」へと改正されます。

なお、既に未成年者控除の適用を受けたことがある場合に、未成年者のまま次の相続があった場合に控除できる未成年者控除の額は、前回の控除不足額の範囲内に限られますが、改正前に適用を受けている場合については、別途、経過措置が設けられています。

ちなみに、成年年齢の引き下げとともに、民法上の結婚年齢が男女ともに18歳となる改正も同時に施行されることから、結婚年齢と成年年齢が同一となります。そのため、婚姻することで成年に達したものとみなす民法上の規定(民法753条)が削除されるため、未成年者控除を適用する際における未成年者であるかどうかの判断において、この民法753条を考慮する必要がなくなりました。

#### (2) 相続時精算課税適用者の要件

生前に贈与を受けた財産を、相続時に相続財産として相続税の計算を行い、過去に申告納付した贈与税を精算する制度(相続時精算課税)において、この制度の適用を受けることができる者の年齢が、贈与の年の1月1日において「20歳以上」から「18歳以上」へと改正されます。

#### (3) 事業承継税制に係る受贈者の要件

次の事業承継税制の適用に係る受贈者の年齢要件が、「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられます。

- ① 法人版事業承継税制 (後継者へ非上場株式等を贈与した場合に贈与税の納税猶予や免除を受ける制度)
- ② 個人版事業承継税制 (後継者へ事業用資産を贈与した場合に贈与税の納税猶予や免除を受ける制度)

#### (4) その他

次の特例制度の適用に係る受贈者の年齢要件が、「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられます。

- ① 贈与税の税率の特例 (直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税は特例税率を適用する制度)
- ② 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置 (結婚・子育て資金に充てるために直系尊属から信託受益権の付与等を受けた場合に1,000万円まで贈与税を非課税とする制度)

## (5)適用開始日

上記(1)から(4)までの適用開始日は、以下のとおりです。

	適用開始日
(1)	2022年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用
(2)	2022年4月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用
(3)	
(4)①	
(4)②	2022年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用

## 2. 個人住民税

未成年者のうち前年の合計所得金額が135万円以下の者については、個人住民税が非課税となる措置が設けられています。この“未成年者”の年齢は、民法にあわせているため、民法の成年年齢が「18歳」になることに伴い、この“未成年者”の年齢も自動的に、18歳未満へと引き下げられます。

### ◆ その他での影響

税法以外にも、NISA制度やジュニアNISA制度の年齢要件のうち「20歳」が「18歳」に引き下げになるなど、税法自体の改正ではないものの、気を付けるべき制度の変更がいくつかあります。

また、成年年齢が引き下げられることにより、18歳から「未成年者取消権」が行使できなくなる点、とりわけ、クレジットカードの作成やローン契約が可能になる点にもご注意ください。

#### ◆ 未成年者取消権

未成年者は、成年者と比べて取引の経験や知識が不足し、判断能力も十分ではありません。未成年者が契約をするときは、原則として法定代理人(親権者。親権者がいない場合は未成年後見人。)の同意が必要となっています。

そのため、未成年者が法定代理人の同意を得ずに結んだ契約は、一定の場合を除き、原則として、取り消すことができると民法に定められています。これが未成年者取消権です。

## 5月度の税務スケジュール

内 容	期 限
4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 5月10日(月)
3月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 } 納 期 限 } 5月31日(月)
個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知	
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
9月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
消費税年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞	
消費税年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月毎の中間申告(1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分) ＜消費・地方消費税＞	
確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付	
自動車税の納付、鉦区税の納付	

## 今月の名言録

### 忍耐の徳

何ごとにおいても辛抱強さというものが大事だが、近ごろはどうもこの忍耐の美德というものがおろそかにされがちで、ちょっとした困難にもすぐ参って悲鳴をあげがちである。

そして、事志(こところざし)とちがった時には、それをこらえてさらに精進をし、さらに力を蓄えるという気迫がまるで乏しくなり、そのことの責任はすべて他にありとして、もっぱら人をののしり、社会を責める。

これは例えば、商売で品物が売れないのは、すべて世間が悪いからだと言うのと同じことで、これでは世間は誰も相手にしてくれないであろう。

買うに足る品物であり、買って気持ちのよいサービスでなければ、人は誰も買わないのである。

だから売れなければまずみずからを反省し、じっと辛抱をしてさらに精進努力をつづけ、人びとに喜んで買っていただけるだけの實力というものを、養わなければならないのである。

車の心棒が弱ければ、すぐに折れてガタガタになる。人間も辛抱がなければ、すぐに悲鳴をあげてグラグラになる。

おたがいに忍耐を一つの美德として、辛抱強い働きをつづけてゆきたいものである。

(「道をひらく」松下幸之助著 PHP研究所刊)



## 無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

**何でも気軽にご相談ください！**

## 事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階  
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167  
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1  
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651

本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士 浅岡 和彦  
不動産鑑定士 佐々木 勝己  
社会保険労務士 松永 裕美

